

# 平成30年度JA都市農村交流助成要領

平成30年11月  
JA都市農村交流全国協議会

## 1. 目的

都市農村交流等の取り組み活発化および質的向上を期して、会員活動に関する費用の一部助成を行う。

※都市農村交流等の取り組みとは、食農教育、都市農村交流、農泊等を主な交流内容としたものとなる。

## 2. 助成対象

- (1)対象団体：JA都市農村交流全国協議会会員のJAおよび都道府県中央会の会員。但し、全国機関・賛助会員・学校教育機関会員は含まない。
- (2)対象事業：平成30年度の計画事業・活動、かつ平成31年3月までに実施の以下の事項を対象とする。
  - ① 都市農村交流等の体験企画の取り組みに関する経費（農業体験料、貸切バス代金、募集費など）の一部
  - ② JA・中央会職員または組合員等を対象とした都市農村交流等の取り組みに関する人材育成のための勉強会の経費（講師謝金・旅費）の一部
  - ③ 本協議会が認めたJAグループ主催の研修会・セミナーへの参加費の一部
- (3)助成会員数：上限40会員

## 3. 助成の条件および助成金額

- (1)都市農村交流企画の経費について、1申請上限3万円(税込)を助成する。  
【2(2)①】
- (2)都市農村交流についての勉強会の経費について、1申請上限3万円(税込)を助成する。  
講師派遣依頼は本協議会事務局経由または会員が直接行うことができる。  
【2(2)②】
- (3)JAグループ主催の助成対象の研修会・セミナーへの参加費について、一人当たり上限5千円(税込)を助成する。  
但し、1研修会・セミナーにつき1会員2名までとする。  
<助成対象研修・セミナー>  
◆平成30年度全国家の光食農教育リーダー研修会

愛知会場：平成30年12月7日開催  
東京会場：平成31年2月19日～20日開催  
内容：講演、実践報告、講義、実技などの予定  
[主催：(一社)家の光協会]

◆平成30年度自然・農林漁業体験におけるリスクマネジメント研修  
会場：東京都千代田区  
第1回：平成31年1月16日～17日  
第2回：平成31年2月18日～19日  
内容：事故・災害発生時の対応方法など講義予定  
[主催：(一社)全国農協観光協会]

※現在対象としている研修・セミナーは上記のとおり。

【2(2)③】

(4) J A都市農村交流全国協議会主催の研修・セミナーへの参加にかかる旅費について1人あたり上限5千円(税込)を助成する。

但し、1研修会・セミナーにつき1会員2名までとする。 【2(2)③】

(5) 上記(1)～(4)の実施は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内に実施するものを対象とする。

※終了分も対象とする。

助成金額は3万円(税込)を上限とし、これを上回る費用は、J Aの負担とし、下回る場合は実費とする。但し、前項(3)・(4)のセミナー・研修会に関しては、一人当たり5千円(税込)を上限とする。

(6) 前項(1)・(2)は、年間1会員いずれか1回限りの助成とする。

但し、前項(3)・(4)のセミナー・研修会に関しては、前項(1)・(2)の助成金の支給に関わらず、年間1会員各1回の助成とする。

#### 4. 申請手続き

(1) 応募開始日

随時受付し、先着40J Aに達し次第、締め切りとする。

但し、同日に条件を満たす応募が40J Aを超えた場合は抽選により決定する。

(2) 交付申請書の提出

様式1「申請書」に必要書類を添付の上、郵送、e-mailまたはファックスにて協議会事務局へ送付する。

(3) 回答

事務局は申請内容を確認し、順次、様式2「助成決定通知書」にて回答する。

#### (4) 実施報告

開催要領の添付があれば、報告書の提出は求めない。終了後に改めて本協議会事務局から実施・出席を確認する場合がある。

### 5. 助成金の支払い

- (1) 実施の確認が取れ次第、以下の (2) (3) に基づき、実施の翌月末までに指定口座へ支払うものとする。
- (2) 都市農村交流企画の経費【2 (2) ①】、勉強会講師謝金・旅費等【2 (2) ②】については、請求書（写し）に基づき、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。
- (3) 研修会・セミナーへの参加費・旅費【2 (2) ③】については、本協議会が申請会員の指定口座に振り込むものとする。

### 6. その他

#### (1) 保険の加入

都市農村交流企画実施の際、事故等が発生した場合、当協議会はその責を負わないものとする。各自旅行傷害保険加入等の対策を講じることとする。

#### (2) 助成金の取り消し・返還

申請書の記載の通りに実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払いを取り消す（支払い済みの場合は返還を求める）場合がある。

#### (3) 要領の見直し

助成対象や金額は毎年度見直しを行うこととする。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ】

J A 都市農村交流全国協議会事務局

（J A 全中 JA 支援部 くらし・高齢者対策課 担当：工藤）

TEL：03-6665-6241／FAX：03-3217-5073

E-mail：[ja-koryu@zenchu-ja.or.jp](mailto:ja-koryu@zenchu-ja.or.jp)

様式 2

\_\_\_\_\_  
(会員名)

\_\_\_\_\_  
殿

助 成 決 定 通 知 書

より、平成 年 月 日に申請のあった  
\_\_\_\_\_  
(交流企画名称又は研修・セミナー名称) について、  
××, ×××円を助成することといたしましたので通知します。

平成 年 月 日

J A都市農村交流全国協議会